

大学構成員(学生・生徒・教職員)各位

日 本 大 学

- 1 大学は、セクシュアル・ハラスメントを許しません。

- 2 大学は、すべての大学構成員に次の行為を行わないよう要請します。
 - ① 性的な冗談, からかい, 質問
 - ② わいせつな図画の閲覧, 配布, 提示
 - ③ 身体への不必要な接触
 - ④ 交際, 性的な関係の強要
 - ⑤ その他相手方及び他の構成員に不快感を与える性的な言動

- 3 大学は、大学構成員がセクシュアル・ハラスメントを行った場合、次に掲げる事項を総合的に判断し、処分を決定します。
 - ① 行為の具体的態様(時間・場所(学内か否か)・内容・程度)
 - ② 当事者同士の関係(上下関係等)
 - ③ 被害者の意向(告訴等)・心情等